



**Q**  教育・結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度について教えてください。

**A**  直系尊属から受ける教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与を非課税とする制度について、節税的な利用を防止する観点から一定の見直しを行った上で、適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されます。

●改正概要● **増税**

①教育・結婚・子育て資金一括贈与の非課税の改正項目

	改正前	改正後
<b>&lt;教育資金&gt;</b> 贈与者死亡時の資金残額の取り扱い	原則相続税の課税対象 ただし以下の方は相続税の課税対象外 ①23歳未満の方 ②学生等の方 ③教育訓練生の方	左記①～③の方であっても、 <b>贈与者の相続税の課税価格が5億円を超える場合は、相続税の課税対象</b> になる
<b>&lt;教育資金と結婚子育て資金&gt;</b> 資金管理契約終了時の資金残額の取り扱い	資金残額は贈与税の課税対象  契約終了年1月1日の受贈者の年齢が 18歳以上 特例贈与税率 18歳未満 一般贈与税率	資金残額は贈与税の課税対象  贈与税率は <b>受贈者の年齢に関わらず、一般贈与税率</b> を適用する

②贈与者死亡時の教育資金残額の取り扱いのあらまし

教育資金一括贈与制度は、平成25年4月より適用が開始された制度ですが、ここ数年で贈与者死亡時の資金残額に対する相続税の課税範囲が拡大されています。


(参考) 贈与者死亡時における管理残額の相続税課税

課税関係 \ 拠出時期	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31	R3.4.1～R5.3.31	R5.4.1～
管理残額の相続税課税	課税なし	死亡前3年以内の非課税拠出分に限り課税あり	課税あり	課税あり
23歳未満である場合等に該当	課税なし	課税なし	課税なし	課税あり※
相続税額の2割加算	適用なし	適用なし	適用あり	適用あり

※ 贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円以下である場合には、課税されません。

出典：国税庁

令和5年4月1日以後の贈与等により取得する金銭等について適用

**POINT**  教育・結婚・子育て資金一括贈与非課税制度は、創設からまだ年数が浅いですが、これまでの複数回の改正が実施されており、相続税の申告に際して取り扱いには注意が必要となります。 執筆者：浅井